

行政の焦点



労働者災害補償保険（労災保険）においては、交通事故などの場合で、労災保険給付の原因で

「償」といいます。交通事故の場合、一般的には自賠責保険や任意

被災者の過失分は労災保険で負担するということになります。ただし、この取り扱いは、あくまで労災保険給付が前提ですから、休業（補償）給付や障害（補償）給付など第三者から全額を保障してもらった場合であつても、特別支給金など一部請求できる場合もあります。

交通事故の中でも、最近では自転車が第三者に

ります。また、その場で「お互い様」として話をして、労災保険へ請求、求償の通知がいって相手の方が不服を申し立てるといった場合もあります。また、他人の暴行による場合も多くなってきており、殺人事件などの凶悪事件からささいなことを原因とした暴行までの内容は様々ですが、いずれも第三者行為として取り扱い、第三者に対し

ただくとスムーズな処理につながります。さらに、飼い犬に咬まれるといったケースもあります。飼い主に管理責任があつたと認められる場合には、飼い主に費用の負担を求めることがあります。請求の提出を求めた際に、「相手の人が勝手に手を出して咬まれた」「自分で治療費を負担すると言っていた」といった苦情が寄せられたり、請求人の会社から、「大事なお客さんだから費用負担を求めないで欲しい」との申しが出があることもありますので、労災請求手続きにあたつては、制度を十分に理解することが大切になります。

以上、よくあるケースを簡単に説明しましたが、他にも様々なケースがありますので、わからないことがあります。簡単によくあるケースを記載していきます。

第三者的行為災害を「第三者行為災害」といいます。第三者的行為災害は、事業主以外の者による災害が第三者（被災者、事業主以外の者）の行為などによって生じた災害を「第三者行為災害」として取り扱います。その際には、被災者等が第三者から先に損害賠償を受けた時は、その価格の限度で労災保険給付をしないことを「控除」といい、先に労災保険給付をしたときは、被災者が有する損害賠償請求権を労災保険給付の範囲内で取得し、相手方に請求することを「求

第二者行為災害（交通事故、他人の暴行）の取り扱い

保険に加入していますが、先に保険会社から損害賠償を受領している場合には、その額に達するまでに損害賠償を受けた時は、その行為災害として取り扱います。その際には、被災者等が第三者から先に損害賠償を受けた時は、その価格の限度で労災保険給付をしないことを「控除」といい、先に労災保険給付をしたときは、被災者が有する損害賠償請求権を労災保険給付の範囲内で取得し、相手方に請求することを「求

なるケースが目立つてきています。この場合、傷害保険などの任意保険に加入していれば自動車事故に損害賠償を受けた時は、労災保険給付を控除して残があればお支払することができます。こういった災害の中には、医療機関や福祉施設などで患者や入所者から暴行を受けるといった場合もありますが、保険加入していないと第三者に直接費用の負担を求めることがあります。労災保険給付を先にした場合には相手の過失分について保険会社に求償することになります。简单にいうと、第三者的行為災害の過失分については、重大な事故となることがあります。大きな問題になることもあります。簡単によくあるケースを記載していきます。

以上、よくあるケースを簡単に説明しましたが、他にも様々なケースがありますので、わからないことがあります。簡単によくあるケースを記載していきます。